




まなびや

この測量舎通信「まなびや」は当社の社員向けに発行しているものです。

第131号 平成30年11月30日
発行：株式会社 測量舎
〒130-0023
東京都墨田区立川2-2-7
TEL：03（3846）1437
FAX：03（3846）1416
E-mail：tokyo@sokuryousha.jp
URL：http://www.sokuryousha.co.jp

<今月のことば>

変えられない運命は
喜んで受け入れる 



<「お陰さま」 by 高橋一雄 >

第179話 私の履歴書（32）

朝6時に起こされ、夜22時に消灯になるまで分刻みの毎日である。3分あればアイロンがけ、5分あれば手洗濯、3歩以上移動する時は駆け足といった具合だ。消灯になっても気が抜けない。夜中にいつ先輩が居住区に入ってくるか分からないからだ。「発破」という鉄拳指導にわざわざ来るのである。私は子供の頃から寝つきがいいので、正に叩き起こされることになってしまう。「発破」が無い日は、朝まで熟睡である。寝ると直ぐに朝になる。朝になるとまた一日が始まる。お陰で寝るのが嫌いになった。とは言っても眠い！

1年生は、入校して一カ月間は上陸ができない。上陸というのは外出のことである。課業のない土曜、日曜は、古鷹山登山とカッター訓練である。登山と言っても山を走って登らされる。もちろんゴールドデンウイークも、朝から古鷹山登山とカッター訓練である。

学校の敷地の周りには高さ2mの塀があり、その外側には、幅2m深さ2mの堀がある。更に塀の上には有刺鉄線が内側を向いて張り巡らされている。明らかに脱走防止である。逃げるためには海を泳ぐしかない。

ある日の夜、浴室掃除が終わって整列をしていた。浴室の入口の横に枯れかかったチューリップを見つけた。今までまったく気が付かなかった。こんな刑務所みたいな所にも花が咲くんだなーと思った。

平成30年11月

*バックナンバーは弊社ホームページ

「測量舎通信」をご覧ください。

～・～・～ 11月の出来事 ～・～・～

<個人別売上・入金順位>

売上トップ 瀧口さん
入金トップ 瀧口さん
社長より報奨金が贈られます。



<トップ賞>

月間MVP 橋爪さん
ポイント賞 大橋さん
社長より報奨金が贈られます



<早朝勉強会> (自由参加)

9日, 14日, 20日, 28日の8:45～
9:30に早朝勉強会が開催されました。
テーマは「測量作業手順の解説」でした。

<相続寺子屋区民講座>

「もめないための相続基礎知識」
第10回「相続税の基礎」
日時：11月6日(火)10:00～12:00
講師：高橋一雄
会場：みどりコミュニティセンター(2階会議室)
住所：墨田区緑3-7-3



<高橋さん講師のご案内>

- ①NPO法人相続アドバイザー協議会様主催
「第45期 相続アドバイザー養成講座」
講義テーマ：相続と測量
日時：1月26日(土)10:00～12:10
会場：【大阪】AP大阪梅田東
日本生命梅田ビル5階
- ②株式会社東京アプレイザル様主催
「TAP実務セミナー」
講義テーマ：事例で学ぶ「隣地が所有者不明土地」であった場合の境界確定の問題点
日時：2月12日(火)14:00～17:00
会場：TAP高田馬場
- ③公益財団法人日本賃貸住宅管理協会様主催
「相続支援コンサルタント講習」
講義テーマ：相続と測量
日時：2月15日13:00～15:00
会場：【金沢】会場未定



<今月の社員>吉井さん



11月中旬、買い物の途中に慰霊堂の前を通りました。銀杏の葉が紅葉し、綺麗な景色が目の前に入ってきました。慰霊堂には銀杏の木がたくさんあり、外苑の銀杏並木とはいきませんが、蔵前橋通りにある北門側が、少しですが並木道になっています。現在、並木道は工事中のようで歩くことはできませんでした。

慰霊堂は関東大震災で亡くなられた方々を慰霊するために建てられ、毎年9月1日には大法要が行われています。敷地の中に入ると、遊具や復興記念館、日本庭園、三重塔があります。



近所に住んでいるのに、子供が幼稚園に入るまで、通ることはあっても中に入ったことはありませんでした。私の子供が慰霊堂の近くの幼稚園に通っていたため、子供が小さい頃は幼稚園が終わると横網町公園で遊んだり、幼稚園の盆踊りや運動会の練習をする場所でもありました。何かとお世話になった場所です。11月の銀杏の葉が紅葉する時期には綺麗ななと思いつつ、子供は銀杏の実が落ちるので「臭い、臭い」と言いながら公園で遊んでいたのを思い出し、懐かしく感じました。

<編集者より>

インフルエンザが流行する時期に近づいてきました。昨年末は社内でインフルエンザが流行り大変でした。早めに予防接種と思っていますが、まだ行っていません。早く行かないとですね。

～・～・～ 12月の予定 ～・～・～

<社長と面接> (希望者のみ)

6日, 13日, 20日, 27日 (毎週木曜日)
18:15～18:45です。

<現場打合せ> (グループ長以上参加)

3日, 10日, 17日, 24日 (毎週月曜日)
18:00～です。



<早朝勉強会>

6日, 12日, 18日, 27日
午前8:45～です。テーマは「測量作業手順の解説」です。

1月は10日, 16日, 22日, 31日
午前8:45～の予定です。



<社長と飲み会> (自由参加)

12月15日 18時30分～となります。
1月は19日 (土) となります。



<特別社内研修> (全員強制参加)

12月15日 (金) 9:30～社内研修
13:00～大掃除 16:00～測量舎道場
1月の特別社内研修は19日 (土) の予定です。

<仕事納め> 12月28日 (金)

10:00～大掃除 18:30～納会

<相続寺子屋東京のご案内>

①第130回 無形資産相続の時代へ!

日時: 12月21日(金) 18:00～22:00

講師: 土屋奈津子氏

会場: すみだ産業会館 会議室5



②第131回 相続法改正緊急勉強会!!

日時: 1月18日(金) 18:00～22:00

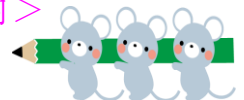
講師: 松村茉莉氏

会場: すみだ産業会館 会議室2

<http://www.sokuryousha.co.jp/terakoya.htm>

<相続寺子屋区民講座のご案内>

「もめないための相続基礎知識」



講師: 高橋一雄

会場: みどりコミュニティセンター(2階会議室)

住所: 墨田区緑3-7-3

①第11回「相続対策」

日時: 12月4日(火) 10:00～12:00

②第12回「相続法改正」

日時: 1月8日 (火) 10:00～12:00



この測量舎通信「まなびや」は当社の社員向けに発行しているものです。

<不動産登記Q&A> Vol.121

文責 清水孝男（ADR認定土地家屋調査士）
（測量士・基準点測量1級専門技術者）

Q 表示に関する登記は、所有者等に一定の期間内に登記の申請をするよう義務が課せられていますが、どうしてですか？

A 表示に関する登記のうち、土地又は建物の物理的状況が変化することによって登記義務が発生するものを「報告的登記」とよんでいます。この報告的登記については、所有者等に登記申請義務が課せられています。これは、権利の客体である不動産の現況を適正かつ迅速に公示することにより、取引の安全と円滑に資するためです。

この登記義務を課している登記としては、

- ① 土地の表題登記
- ② 地目、地積の変更の登記
- ③ 土地の滅失の登記
- ④ 建物の表題登記
- ⑤ 合体による建物の表題登記
- ⑥ 建物の表題部の変更の登記
- ⑦ 建物の滅失の登記

があります。

これらの規定が設けられている趣旨は、不動産の所有者等は、その不動産の現況を最も



良く把握し、承知しているはずであるから、表示に関する登記の登記事項の変更等があった場合には、その旨の登記の申請を義務づけ、一定の期間内に申請を怠ったときは、登記官は登記申請義務者に対し登記の申請を勧告し、過料の制裁を加えることにより、速やかに登記申請をさせようとするものです。

例えば、既に滅失している建物が登記記録に記録されていることを奇貨として、現存しているかのように見せかけて、不正な取引をしたり、既に原野と化しているにもかかわらず、登記記録の地目が宅地となっている土地について、現地で別の宅地を当該土地と偽って不正な取引をするといったがあると、取引の安全性が害されてしまいます。